
● 目 次 ●

- * トピックス
 - * 全数把握疾患
 - * 警報・注意報
 - * リンク
-

★トピックス★

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスが始まりました

● 急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスが始まりました

流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握や、未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知する体制を整備するため、令和7年4月7日から急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infections : ARI）サーベイランスが始まりました。

本サーベイランスの対象となると医師が判断した一部の方は、検体採取にご協力いただくことがあります。ご提供いただいた検体は、地方衛生研究所（宇都宮市衛生環境試験所）などで検査を行い、流行している感染症（感染症の原因となる病原体）を確認し、市民の皆さまへの情報発信や、感染症対策に役立てます。

<急性呼吸器感染症（ARI）とは>

急性呼吸器感染症（ARI）とは、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。

<急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスとは>

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスは、症例定義※に一致する患者数の発生を把握する症候群サーベイランスです。平時より、①流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握、②未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知する体制の整備、③国内の急性呼吸器感染症の発生状況について、国民や医療関係者の皆様へ情報が共有できる体制を整備するために、感染症法施行規則の改正により、令和7年4月7日から急性呼吸器感染症を5類感染症に位置づけることとなりました。

※急性呼吸器感染症（ARI）症例定義

咳嗽，咽頭痛，呼吸困難，鼻汁，鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し，発症から10日以内の急性的な症状であり，かつ医師が感染症を疑う外来症例（注意）感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや，これまで定点把握しており，発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症なども幅広く含めることができるよう，「発熱の有無を問わない」定義とされています。

<急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス Q&A>

- Q1 本サーベイランスの対象になると医師が判断した場合，どのようになりますか？
- A1 本サーベイランスの対象になると医師が判断した場合，そのうち一部の方は，検体採取にご協力いただくことがありますが，就業制限や登校制限の対象になることはありません。これまでと同様に換気や手洗い，咳エチケットなどの感染症に対する基本的な感染対策をお願いします。
- Q2 本サーベイランスの対象になると医師が判断した場合，医療費はどうなりますか？
- A2 新たに医療費の負担が増えることはありません。本サーベイランスのために検査費用の負担を求められたり，入院するように求められることもありません。
- Q3 病院などの面会制限が厳しくなるのですか？
- A3 医療機関や高齢者施設における面会の考え方が変わることはありません。これまでと同様に，病院などが求めている感染対策の方針に従って，病気で療養中の方や高齢者など感染症に弱い方々にうつすことのないよう協力をお願いします。
- Q4 すべての医療機関で実施されるのですか？
- A4 対象となる医療機関は，あらかじめ指定された医療機関です。①患者数を報告する定点医療機関(全国で約3,000カ所)と，②検体を提出する定点医療機関(全国で約300カ所)です。すべての医療機関で実施するわけではありません。

<急性呼吸器感染症（ARI）：厚生労働省>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansen/shou19/ari.html>

＜急性呼吸器感染症 (ARI) に関する Q&A : 厚生労働省＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ari_ga.htm

＜急性呼吸器感染症 (ARI) 病原体サーベイランス : 栃木県感染症情報センター＞

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e60/tidc/ari.html>

○全数把握疾患○

・ 4 月期（4 月 7 日～4 月 27 日の 3 週間）に市内で発生した全数把握疾患は、次のとおりでした。

1 類感染症…届出なし

2 類感染症…結核＝ 7 件

3 類感染症…届出なし

4 類感染症…届出なし

5 類感染症…後天性免疫不全症候群＝1 件

侵襲性髄膜炎菌感染症＝1 件

侵襲性肺炎球菌感染症＝1 件

梅毒＝ 3 件

百日咳＝ 8 件

◆警報・注意報◆

4 月 7 日～4 月 27 日の国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムによる市内の感染症警報・注意報は、次のとおりです。

1 5 週 警 報 : 伝染性紅斑（宇都宮市・県西・県南・県北・安足地区・県全体）

流行性角結膜炎（県東地区）

注意報 : なし

1 6 週 警 報 : 伝染性紅斑（宇都宮市・県西・県南・県北・安足地区・県全体）

流行性角結膜炎（県東地区）

注意報 : なし

1 7 週 警 報 : 伝染性紅斑（宇都宮市、県西、県南、県北、安足地区、県全体）

A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎（県北地区）

流行性角結膜炎（県東地区）

注意報 : なし

警報・注意報の解説（栃木県感染症情報センター）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e60/tidc/haseidoko.html>

★リンク★

○令和7年度感染症発生状況（宇都宮市）

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kenko/iryo/kansensho/1004513.html>

○栃木県感染症情報センター（県内の状況）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e60/tidctop.html>

○国立感染症研究所感染症情報センター（全国の状況）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

○感染症法に基づく届出基準と様式

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>
